人企第２２０３号

平成２４年３月３０日

　各行政委員会事務局　担当課長 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人事室企画厚生課長

行政委員会委員等の報酬額の改定等について（通知）

知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年大阪府条例第11号）が公布され、平成24年4月1日から施行されることに伴い、下記のとおり行政委員会委員等の報酬額が改定されるとともに、非常勤の行政委員については、平成26年3月31日までの特例減額について、減額率を見直すこととしましたので、通知します。

また、当該条例施行に伴う日額報酬の支給方法等の取扱いについて、下記のとおりとします。

記

１　報酬額の改定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 改定後の額 | 改定前の額 | 備考 |
| 監査委員 | 常勤の監査委員 | 代表監査委員 | 月額　820,000円 | 月額　910,000円 |  |
| 代表監査委員以外の委員 | 月額　670,000円 | 月額　740,000円 |  |
| 非常勤の監査委員 | 代表監査委員 | 日額　 38,000円 | 　　　　　　－ | ＊1 |
| 識見を有する者のうちから選任された監査委員 | 日額　 32,000円 | 月額　425,000円 | ＊2 |
| 府議会議員のうちから選任された監査委員 | 日額　 32,000円 | 月額　230,000円 | ＊2 |
| 人事委員会 | 常勤の委員 | 委員長である委員 | 月額　820,000円 | 月額　910,000円 |  |
| その他の委員 | 月額　670,000円 | 月額　740,000円 |  |
| 非常勤の委員 | 委員長である委員 | 日額　 38,000円 | 月額　365,000円 | ＊1 |
| その他の委員 | 日額　 32,000円 | 月額　310,000円 | ＊2 |
| 教育委員会 | 委員長である委員 | 日額　 38,000円 | 月額　365,000円 | ＊1 |
| その他の委員 | 日額　 32,000円 | 月額　310,000円 | ＊2 |
| 選挙管理委員会 | 委員長である委員 | 日額　 38,000円 | 月額　365,000円 | ＊1 |
| その他の委員 | 日額　 32,000円 | 月額　290,000円 | ＊2 |
| 臨時に補充した委員 | 日額　 13,000円 | 日額　 10,000円 |  |
| 労働委員会 | 会長である委員 | 日額　 38,000円 | 月額　365,000円 | ＊1 |
| 公益委員 | 日額　 32,000円 | 月額　290,000円 | ＊2 |
| 労働者委員、使用者委員 | 日額　 32,000円 | 月額　230,000円 | ＊2 |
| 特別調整委員 | 日額　 13,000円 | 月額　 97,000円 |  |
| あつせん員 | 日額　 13,000円 | 日額　 10,000円 |  |
| 収用委員会 | 会長である委員 | 日額　 38,000円 | 月額　365,000円 | ＊1 |
| その他の委員 | 日額　 32,000円 | 月額　290,000円 | ＊2 |
| 予備委員 | 日額　 13,000円 | 日額　 14,000円 |  |
| あっせん委員 | 日額　 13,000円 | 日額　 14,000円 |  |
| 仲裁委員 | 日額　 13,000円 | 日額　 14,000円 |  |
| 参考人 | 3,800円(日額）を超えない範囲内において、その都度委員会が定める額 | 4,200円(日額）を超えない範囲内において、その都度委員会が定める額 |  |
| 海区漁業調整委員会 | 会長である委員 | 日額　 38,000円 | 月額　 97,000円 | ＊1 |
| その他の委員 | 日額　 32,000円 | 月額　 82,000円 | ＊2 |
| 専門委員 | 日額　 32,000円 | 月額　230,000円 | ＊2 |
| 内水面漁場管理委員会 | 会長である委員 | 日額　 38,000円 | 月額　 49,000円 | ＊1 |
| その他の委員 | 日額　 32,000円 | 月額　 36,000円 | ＊2 |
| 公安委員会 | 委員長である委員 | 日額　 38,000円 | 月額　365,000円 | ＊1 |
| その他の委員 | 日額　 32,000円 | 月額　310,000円 | ＊2 |

※備考欄中「＊1」及び「＊2」については、一月当たりの勤務日数が８日を超える場合、一月当たりの報酬額を＊1の委員は304,000円、＊2の委員は256,000円とする。

２　特例減額の取扱い

　今回の改正に伴い、非常勤行政委員の特例減額の割合を20％から３％に見直すこととし、平成26年3月31までの間、引き続き報酬額の減額措置を行います。なお、常勤行政委員の特例減額の減額率は、20％を継続します。